

和泉市一般廃棄物の搬入に係る協力金に関する条例施行規則

平成 31 年 1 月 4 日

規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、和泉市一般廃棄物の搬入に係る協力金に関する条例(平成 30 年和泉市条例第 27 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(協議)

第 3 条 条例第 3 条に規定する協議は、一般廃棄物を搬入する年度ごとに、一般廃棄物搬入(新規・変更)協議書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出することにより行うものとする。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 6 条第 1 項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画

(2) 搬入方法及び搬入経路を記載した書類

(3) 搬入する一般廃棄物及び搬入車両の写真

(4) 搬入する一般廃棄物の分析証明書

2 市長は、前項の書類の内容が適当であると認めるときは、条例第 1 条に規定する搬入地方公共団体(以下「搬入地方公共団体」という。)の長に対し、一般廃棄物搬入協議成立通知書(様式第 2 号)によりその旨を通知するものとする。

3 条例第 3 条に規定する軽微な変更の場合は、搬入する一般廃棄物の種類ごとの重量の増加が 10 パーセント未満である場合とする。

(協定の締結)

第 4 条 条例第 4 条の規定による協定の締結は、前条第 2 項の規定による通知を行った日から起算して 60 日以内に、一般廃棄物の搬入に関する協定書(様式第 3 号)により行うものとする。

(搬入通知)

第 5 条 条例第 5 条第 1 項の規定による通知は、一般廃棄物を搬入する年度ごとに、一般廃棄物搬入通知書(様式第 4 号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出することにより行うものとする。

(1) 一般廃棄物の処理に係る誓約書(様式第 5 号)

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(承認通知等)

第 6 条 条例第 5 条第 2 項の規定による通知は、一般廃棄物搬入承認通知書(様式第 6 号。以下「承認通知書」という。)により行うものとする。

2 搬入地方公共団体(一般廃棄物の搬入の委託を受けた者を含む。)は、一般廃棄物の搬入車両に承認通知書の写しを備え、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(承認の取消し)

第 7 条 市長は、条例第 5 条第 3 項の規定により一般廃棄物の搬入の承認を取り消したときは、搬入地方公共団体の長に対し、一般廃棄物搬入承認取消通知書(様式第 7 号)によりその旨を通知するものとする。

2 前項の規定による承認の取消しには、催告を要しない。

(実績報告)

第 8 条 条例第 6 条の規定による報告は、当該年度に搬入する全ての一般廃棄物の搬入及び処理が完了した日の属する月の翌月 10 日までに、一般廃棄物処理実績報告書(様式第 8 号。以下「実績報告書」という。)を市長に提出することにより行うものとする。

(環境保全協力金の確定)

第 9 条 条例第 7 条第 1 項の規定による通知は、環境保全協力金確定通知書(様式第 9 号)により行うものとする。

2 条例第 7 条第 2 項に規定する総重量の算定は、実績報告書及び当該一般廃棄物の処理を行った業者からの報告によるものとする。

(補則)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条から第 6 条までの規定による手続その他の必要な行為については、同日前においても行うことができる。